

訓練について

一般社団法人 日本非破壊検査協会
認証事業本部

1. 受験資格

JIS Z 2305 : 2001 による資格試験制度では、新規に受験する場合、受験資格として訓練が課せられています。

訓練は NDT 方法・レベルごとに最低訓練時間が設定されており、その設定された時間を満足する必要があります（表 1～2「最低訓練時間」参照）。

但し、レベル 3 新規受験に対する受験資格としては、訓練の他に個人学習や非破壊検査技術に対する貢献などが条件となっております（表 3「レベル 3 の受験資格」参照）。

いずれの受験資格も受験申請受付期間に先立つ過去 5 年間に実施されたものを有効としています。

表 1 各 NDT 方法における最低訓練時間

NDT 方法	レベル 1	レベル 2	
		レベル 1 資格所有者	レベル 1 資格非所有者
放射線透過試験 (RT)	40 時間	80 時間	120 時間
超音波探傷試験 (UT)	40 時間	80 時間	120 時間
磁粉探傷試験 (MT)	16 時間	24 時間	40 時間
浸透探傷試験 (PT)	16 時間	24 時間	40 時間
渦流探傷試験 (ET)	40 時間	40 時間	80 時間
ひずみ測定 (SM)	16 時間	24 時間	40 時間

注：1) レベル 1 及びレベル 2 の受験申請には、受験申請書に訓練証明が必要です。訓練証明として訓練実施記録には、訓練内容及び訓練時間等の記載、訓練を行った団体等又は、訓練者の署名・押印が必要です。

2) 再試験該当者を除きます。

3) 上表におけるレベル 1 資格所有者に限定レベル 1 資格所有者は該当しません。

表 2 各限定 NDT 方法における最低訓練時間

限定 NDT 方法	限定のレベル 1	限定のレベル 2	
		限定のレベル 1 資格所有者	限定のレベル 1 資格非所有者
超音波厚さ測定 (UM)	16 時間	-	-
極間法磁粉探傷検査 (MY)	8 時間	16 時間	24 時間
通電法磁粉探傷検査 (ME)	8 時間	-	-
コイル法磁粉探傷検査 (MC)	8 時間	-	-
溶剤除去性浸透探傷検査 (PD)	8 時間	16 時間	24 時間
水洗性浸透探傷検査 (PW)	8 時間	-	-

注：1) レベル 1 及びレベル 2 の受験申請には、受験申請書に訓練証明が必要です。訓練証明として訓練実施記録には、訓練内容及び訓練時間等の記載、訓練を行った団体等又は、訓練者の署名・押印が必要です。

2) 再試験該当者を除きます。

3) 上表における限定レベル 1 資格所有者にレベル 1 資格所有者は該当しません。

表 3 レベル 3 の受験資格

受験資格（レベル 3 すべての NDT 方法共通）
NDT 関連書籍による個人的学習（雇用主等が証明する文書の添付が必要）
研究・論文発表（発表を行った団体、又は雇用主が証明する文書の添付が必要）
NDT 関連の書籍解説等の執筆（発行を行った団体、又は雇用主が証明する文書の添付が必要）
NDT 関連の学術講演会又はセミナーへの出席又は発表（主催団体、又は雇用主が証明する文書の添付が必要）
訓練コース（訓練実施記録の添付が必要）レベル 3 の場合、最低訓練時間の設定はありません。

2.訓練の推奨例

代表的な訓練は大きく次の3種類の例に分けることができます。

①フル訓練コース

推奨するカリキュラム（講義、実技）に準じた訓練を訓練責任者のもと、訓練する資格を持った者により実施される訓練（例：当協会本部や支部・研究会、又は企業等で開催している講習会等）

②ポイント訓練コース

フル訓練コースに対し、特定の講義や実技に特化した訓練を訓練責任者のもと、訓練する資格を持った者により実施される訓練（例：当協会や企業等が実施している実技講習会等）

③個別訓練

特に訓練責任者を置かず、訓練する資格を持った者により個別に行われる訓練（例：社内訓練等）

★いずれの訓練においても、最低訓練時間を満足していれば受験資格として認められますが、受験するに当たっては、「①フル訓練コース」を基本とし、「②ポイント訓練コース」や「③個別訓練」を加えて最低訓練時間を満足させることをお勧めします。

*推奨するカリキュラム：別紙参照

*訓練責任者：レベル3資格者であることが望ましい。但し、訓練責任者がレベル3資格を有していない場合は、極力訓練を実施する者の中にレベル3資格者を置くようにしてください。

*訓練する資格を持った者：レベル1及びレベル2を訓練するに当たっては、レベル2資格以上を有している者。レベル3を訓練するに当たっては、レベル3資格を有している者とします。また、レベル3資格を有している訓練責任者やレベル3資格者及びレベル2資格者が、その資格者と同等以上の技術・知識を有していると認めた者も訓練することができます。

3.訓練実施記録

訓練が行われたことの証明は、「訓練実施記録（別紙参照）」により行われ、受験申請時に受験申請書とともに提出します。

また、受験資格としての訓練は5年間有効ですので、「訓練実施記録」は原本を提出する必要はありません。原本のコピーに受験者の署名・押印をしたもので結構です。

以上

試験委員会からのお願い

事実とは異なる「訓練実施記録」を受験申請書に添付するという事例が増えております。

受験申請において、事実と異なる「訓練実施記録」を添付した場合、虚偽の申請となり、「訓練実施記録」の発行に関与した者（訓練実施者及び訓練責任者）、受験申請者、受験申請を証明した雇用責任者にも処分が科されますので、必ず「訓練実施記録」の内容に間違いがないことを確認してから申請するようお願い致します。

※本資料は、JIS Z 2305:2001に基づく内容です。規格の改正等により資格及び認証制度が改正された場合、変更等もありますので予めご了解ください。